

八雲町自治基本条例コーナー

八雲町の「まちづくり」に参加しませんか？

町民の皆様の声を広く聴き、町民主体の自治を実現することを目的に、平成22年4月1日に八雲町自治基本条例が制定されました。

このコーナーでは各種審議会などの委員公募や会議の開催案内、パブリックコメントの実施についてお知らせします。

詳しくは、各担当課へ問い合わせさせていただくか、町のホームページをご覧ください。

会議を公開で行います

皆様の傍聴をお待ちしています

第1回八雲町社会教育委員会会議を開催します

八雲町社会教育委員会会議は、社会教育に関する諸計画を立案し、教育委員会に意見を述べるとともに、社会教育関係団体や指導者に対して指導や助言などを行います。

【日時】 5月29日(金)

午後6時30分～

【場所】 公民館

【内容】

- ・令和元年度社会教育課・熊石教育事務所所管事業実施報告ならびに事業決算概要について
- ・令和2年度社会教育課・熊石教育事務所所管事業計画について
- ・令和元年度八雲町社会教育委員会各部会活動等の報告等について
- ・令和2年度八雲町社会教育委員会各部会活動計画案について

委員の一部を公募します

「八雲町民自治推進委員会」委員を募集します

八雲町民自治推進委員会は、八雲町自治基本条例に基づき設置する町長の附属機関です。

自治基本条例が描く情報共有と町民参加の制度に基づき、町民の幅広い意見を取り入れ、一層開かれた自治を推進するため、八雲町自治基本条例第17条の規定に基づき、次のとおり委員の一部を公募します。

《一般公募委員募集要領》

【委員会の目的】

町民参加によって自治基本

いて
【問い合わせ先】

社会教育課社会教育係

(公民館内)

☎0137-63-3131

条例を守り育て、実効性を高めることを目的とします。

【審議事項】

条例の見直し、条例の運用状況および自治に関する基本的な事項を審議し、意見を具申します。

【会議開催回数】

年1〜3回を予定しています。

【報酬】

日額6,000円(八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例による)

【任期】

2年間(7月1日〜令和4年6月30日)

【応募資格】

町内に在住し、令和2年5月1日現在において満20歳以上の方。

【公募人数】

3名以内

(委員総数は、10名以内)

【応募期間および申込方法等】

5月1日〜6月1日までの間に電話で申込み願います。

※申し込みが公募人数を超えた場合は、抽選で決定します。

【申込・問い合わせ先】

政策推進課協働推進係

☎0137-62-2300

第2期八雲町子ども・子育て支援事業計画を策定しました

子どもの健やかな成長のために、適切な環境を等しく確保するため、第1期から引き続き第2期八雲町子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

「みんなで交流 みんなで応援 みんなで育ち愛」子育てのまち八雲」の基本理念に基づき、子ども・子育て支援給付および地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うための計画です。

計画書は町ホームページに掲載しているほか、左記の場所に配置していますのでぜひご覧ください。

【計画書配置場所】

住民生活課児童係、熊石総合支所、落部支所

【問い合わせ先】

住民生活課児童係

☎0137-62-2112